

「不正改造車を排除する運動」実施細目

令和3年5月
関東運輸局

主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にしつつ、以下、各組織の特性を生かした取組を実施する。その際において、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた対策の実施や取組の見直しを行うことなどにより、本運動の実施体制を確立するものとする。

第1. 目的

暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車については、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっていることから、社会的にもその排除が強く求められている。

特に、部品の取付けや取外しによって保安基準に不適合となったものの、違法であるとの認識のないままに改造を行っている自動車使用者のほか、自動車使用者に保安基準に適合しない自動車を販売するため車検時に基準適合させつつ車検後に部品の取付けや取外しする不正改造を行う事業者、更にはそのような不正改造車について、検査での合格を強要する悪質な事業者もいる状況にあり、依然として、令和2年においても、大型機械を輸送する特殊車両の荷台を不正に改造したとして、道路運送車両法違反の疑いで書類送検された事案が発生しているところである。

このため、「自動車点検整備推進運動」など他の運動等との連携を図った相乗効果をねらいつつ、自動車関係団体等の協力を得て、「不正改造車を排除する運動」を展開することにより、国民世論の不正改造排除気運を一層高めるとともに、自動車ユーザーへ不正改造の認識を浸透させることにより、車両の安全確保・環境保全を図り、ひいては国民の安全・安心の確保を確実に実現する。

第2. 実施機関

本運動は、国土交通省が実施主体となり、内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省及び環境省の後援並びに独立行政法人自動車技術総合機構（以下「自動車機構」という。）及び軽自動車検査協会の協力のもとに、自動車関係33団体で構成する「不正改造防止推進協議会」が中心となって実施するものであり、運輸局、運輸支局及び自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）は、これらの地方関係機関、自動車関係団体（以下「関係団体等」という。）及び地方自治体と連絡を密にして本運動を推進する。

第3. 実施期間

「不正改造車を排除する運動」は、年間を通じた運動とするが、令和3年6月1日（火）から令和3年6月30日（水）までの1ヶ月間を「不正改造車排除強化月間」（以下「強化月間」という。）とし、不正改造車の排除を強化して取り組むこととする。

第4. 不正改造車排除事項

次の重点排除項目及び基本排除項目に掲げる不正改造車等の事例において「不正改造車を排除する運動」を実施し、年間を通じた街頭検査、販売店等への立入調査や広報等において積極的な排除を呼びかけていく。

1. 重点排除項目

- (1) マフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (2) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (3) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- (4) 前面ガラス並びに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付（貼付状態で可視光線透過率70%未満）
- (5) 前面ガラスへの装飾板の装着

2. 基本排除項目

- (1) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (2) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (3) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台にさし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (4) 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- (5) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (6) 不正な二次架装

第5. 実施事項

1. 不正改造車の排除のための啓発等

(1) 自動車使用者への啓発

年間を通じ、重点排除項目にあるような自動車の不正改造の具体的な事例を紹介し、自動車使用者の不正改造車等に関する認識の向上を図るとともに積極的な排除を呼びかける。加えて、自動車運転教習所や運転免許センターに対しては関係者の緊密な連携の下、10～30代の教習生を中心に強力に啓発活動を展開するためポスターの掲示等の協力及び受講生への指導を依頼する。

また、強化月間においては、マスメディア等に積極的に働きかけ、自動車使用者（特に10～30代）に対し重点的かつ直接的に啓発活動を行う。

(2) アンケート調査の実施

強化月間に実施するイベント等の機会をとらえ、自動車使用者等に対し、アンケート調査実施要領（別紙1）を参照の上、アンケート調査を実施する。

(3) 整備事業者等による適正な整備・改造の推進

整備事業者等に対しては、自動車使用者等に対し、不正改造車の具体的な事例の紹介及び自動車部品・用品等の適切な取付方法等の周知を図るとともに、不正改造車となるような整備・改造の依頼を受けないようにする等により、適正な整備・改造の推進を図る。また、強化月間においては、整備工場に入庫したディーゼル車の自動車使用者に点検指導を行うとともに燃料噴射ポンプの封印チェック等を行う。

自動車整備士養成施設に対しては、施設に赴き不正改造車に対する認識を図るため出前講座を行うよう努める。

2. 不正改造車の排除のための情報収集等

- (1) 年間を通じ、運輸局及び運輸支局に不正改造車及び迷惑黒煙車に関する情報・相談（以下「情報等」という。）を受ける不正改造車・迷惑黒煙車相談窓口（以下「不正改造車・黒煙110番」という。）を設置し、ウェブ上からも関係サイトからリンクを貼る等により、不正改造車及び迷惑黒煙車に関する相談に応じるとともに、不正改造車及び迷惑黒煙車に関する情報を収集する。また、不正改造車（疑わしい車両を含む。）を排除していくために必要な情報をわかりやすく掲載するなど積極的な情報提供を呼びかけるとともに、不正改造車の追跡率

向上に努める。

さらに、強化月間においては、不正改造車・黒煙 1 1 0 番の認知度向上のための広報活動をする。

- (2) 年間を通じ、不正改造車・黒煙 1 1 0 番に寄せられた情報等を基に不正改造車（疑わしい車両を含む。）の自動車使用者に対して警告ハガキ（自動車の不正改造防止の啓発を含む）を送付し、自動車に不正改造の事実があれば不正改造部分の改修を促すとともに、改修結果等の報告を求める。また迷惑黒煙車に関して通報があった自動車使用者に対し、ハガキを送付することにより自主点検の指導を行う。（ハガキの様式は別紙 2 参照、なお、ディーゼルクリーンキャンペーンで用いた様式でも差し支えない。）

3. 不正改造車の排除のための取締り等

(1) 街頭検査の実施

警察等関係機関の協力を得ながら街頭検査を実施する。その際には、原動機付自転車も対象とし、原動機付自転車においても不正改造がなされていた場合には警告書を交付するとともに、改修結果の報告を求める。また、強化月間においては、第 4. の 1. の排除項目に特に重点をおいた街頭検査を実施するものとする。

(2) 構内検査の実施

申請や変更登録等のため運輸支局等へ来所した車両について、特に強化月間において検査を行い、自動車の不正改造をしていた場合には整備命令書の交付等を行う。

(3) 自動車の不正改造施工業者に対する報告徴収及び立入検査

年間を通じ、自動車の不正改造施工業者に対する報告徴収及び立入検査権限の規定を有効に活用し、不正な二次架装の抑止・早期発見及び架装メーカー、販売会社、自動車使用者に対する指導等を行う。また、街頭検査における情報、不正改造車・黒煙 1 1 0 番に寄せられた情報、警告ハガキの報告内容等を活用することにより、必要に応じて自動車の不正改造施工業者に対する報告徴収及び立入検査を行う。

さらに、不正改造車・黒煙 1 1 0 番に寄せられた情報、マスメディアによる情報等を基に、改造車の展示等のイベントに対し、必要に応じて調査、指導を行う。

●運輸局実施事項

1. 不正改造車の排除のための啓発等

(1) 総合的な広報・啓発の実施

- ① 運動実施ポスターの掲示、チラシ等についても窓口などへ備え置く又は配布する。
- ② 地方整備局等へポスターの掲示及びチラシの配置について協力を要請する。なお、ポスターの掲示場所にあっては、利用者が目に付きやすい場所を選定してもらうよう、協力要請にあわせて依頼する。

また、各団体で発行する広報紙等への掲載を依頼する。

- ③ ホームページを用いて、本運動の実施計画、不正改造車の事例及び犯罪であることを PR し、出前講座を行う旨の案内も行う。
- ④ 深夜等に街頭検査を実施した場合は、実施結果について積極的にプレスリリースを行うように努める。

(2) アンケート調査の実施

協議会構成団体の地方組織の協力を得ながら、イベントや出前講座等のあらゆる機会を捉え、自動車使用者・点検整備関係者（整備管理者、整備事業者、養成施設関係者等）を対象に、アンケート調査実施要領（別紙 1）を参照の上、アンケート調査を実施する。

2. 不正改造車の排除のための情報収集等

(1) 不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口の設置・情報収集の充実

- ① 不正改造車・黒煙110番を設置し、ウェブ上からも関係サイトからのリンクを貼る等により、不正改造車・迷惑黒煙車に関する情報収集に努める。

さらに、強化月間においては、広報活動等により積極的に情報を寄せてもらうよう地域社会へ広く呼びかける。

- ② 不正改造車・迷惑黒煙車を排除するために別紙3-1及び別紙3-2の情報提供連絡書をホームページに掲載するなど、必要な情報をわかりやすくし、情報提供車両の追跡率向上に努める。
- ③ 街頭検査時、マスメディア、ウェブサイト及びSNS並びに協議会構成団体の地方組織からなどあらゆる機会をとらえ、不正改造車・迷惑黒煙車に関する詳細な情報収集に努める。

(2) 不正改造車・迷惑黒煙車情報の有効活用

(1)で得られた情報を有効に活用し、不正改造車の排除のための強化を図るよう努める。

●運輸支局等実施事項

1. 不正改造車の排除のための啓発等

(1) 総合的な広報・啓発の実施

- ① 運動実施ポスターの掲示、チラシ等についても窓口などへ備え置く又は配布する。
- ② ポスターの掲示場所にあっては、利用者が目に付きやすい場所を選定してもらうよう、協力要請にあわせて依頼し、各団体で発行する広報紙等への掲載を依頼する。
- ③ 協議会に属さない碎石、砂利、生コンクリート関係の事業者及び各種食品や木材等の輸送等に係る事業者に対し、不正改造車の使用排除の協力要請を行う。
また、架装事業者等に対して、自動車の不正改造に加担することのないよう協力要請、指導の強化を図る。
- ④ 過積載防止対策連絡会議等を通じ、関係機関の協力を得て不正改造車の排除の徹底を図る他、地方公共団体等に対し、公共工事等を発注する際に、工事請負業者へ不正改造車を使用しないことを徹底するよう協力要請する。

(2) アンケート調査の実施

協議会構成団体の地方組織の協力を得ながら、イベントや出前講座等のあらゆる機会を捉え、自動車使用者・点検整備関係者（整備管理者、整備事業者、養成施設関係者等）を対象に、不正改造車に対する認識について、アンケート調査実施要領（別紙1）を参照の上、アンケート調査を実施する。

(3) 出前講座等の実施

- ① 協議会構成団体の地方組織の協力を得ながら、自動車検査員研修、整備主任者研修、事業場管理責任者講習、整備管理者研修及び運行管理者の一般講習等の機会を利用し、本運動の目的や取組内容等について理解浸透を図り、適正な事業経営や車両管理に努めてもらう。
- ② 協議会構成団体の地方組織の協力を得ながら、自動車整備士養成施設等に赴き、不正改造車の具体的な事例や不正改造車の検挙事例等を交えながら不正改造車に対する認識の浸透を図るよう努める。
また、自動車運転教習所や運転免許センターに対しては、その機関に指導教員として所属する職員へ「不正改造はやってはならない・犯罪となる」ことを、受講生に対し特に強力に指導してほしい旨を伝えるなど、積極的な働きかけを行うよう努める。

2. 不正改造車の排除のための情報収集等

(1) 不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口の設置・情報収集の充実

- ① 不正改造車・黒煙 110 番を設置し、ウェブ上からも関係サイトからのリンクを貼る等により、不正改造車・迷惑黒煙車に関する情報収集に努める。

さらに、強化月間においては、広報活動等により積極的に情報を寄せてもらうよう地域社会へ広く呼びかける。

- ② 不正改造車・迷惑黒煙車を排除するために別紙 3-1 及び別紙 3-2 の情報提供連絡書をホームページに掲載するなど、必要な情報をわかりやすくし、情報提供車両の追跡率向上に努める。
- ③ 街頭検査時、マスメディア、ウェブサイト及び SNS 並びに協議会構成団体の地方組織からなどあらゆる機会をとらえ、不正改造車・迷惑黒煙車に関する詳細な情報収集に努める。

(2) 不正改造車・迷惑黒煙車情報の有効活用

(1) で得られた情報を有効に活用し、街頭検査、自動車の不正改造施工業者の立入検査及び改造車イベント等啓発活動の実施を企画し、必要に応じて警察へ当該情報を提供し、不正改造車の排除のための連携・協力体制の強化を図るよう努める。

3. 不正改造車の排除のための取組み等

(1) 街頭検査・指導の実施

警察等関係機関の協力を得ながら、改造車が集結するイベントや場所、迷惑黒煙車情報の多い道路等での効果的な街頭検査を実施し、実施要領に示す不正改造車排除項目を主眼とした検査・指導を行う。なお、実施にあたり、以下の事項に留意して実施し、他に留意すべき事項が別途指示されている場合は、その指示によって実施する。特に、強化月間においては、重点排除項目に重点を置き、悪質な不正改造車を公道から排除する。

- ・特に、基準不適合マフラーの排除を目的とした二輪車及び原動機付自転車を対象とする街頭検査を積極的に実施するよう努める。なお、原動機付自転車の検査実施の結果、保安基準に不適合な箇所が確認された場合には、その使用者に警告書を交付するとともに、改修結果の報告を求める。(警告書の様式は別紙 4 参照)
- ・マフラーを交換している自動車(測定の際、安全性の確保が困難な自動車を除く。)に対しては、近接排気騒音の測定を行うとともに、加速走行騒音規制対象車両については、基準適合マフラーであることを可能な限り確認し、マフラー性能等確認済表示等により適合性の確認が出来ない場合には、注意喚起文を交付する等、適切な指導を行う。(注意喚起文の様式は別紙 5 参照)

なお、平成 28 年騒音規制以降の自動車であって、マフラー性能等確認済表示がないなど、基準不適合マフラーであることが明らかなものについては、整備命令書を交付する。

また、「車両下部画像確認システム」が配備されている自動車機構事務所と連携し、積極的に当該機器を活用して触媒の取り外しや基準不適合マフラー等の不正改造排除を行う。

- ・「大型マルチテスト」が配備されている自動車機構事務所と連携し、警察へ当該機器を用いた速度抑制装置の不正改造排除について協力要請を行うとともに、積極的に当該機器を活用した速度抑制装置の機能確認を実施する。
- ・特種用途自動車の検査にあつては、構造要件を確認し、当該自動車に必要な特種な設備の取外し等が見受けられる場合等、自動車検査証の記載事項に変更があることが確認された時には、警告書を交付する等適切な指導を行う。(特種用途自動車が対象の警告書様式は別紙 6-1、それ以外の自動車が対象の警告書様式は別紙 6-2 参照)

(2) 構内検査・指導の実施

運輸支局等は、申請や変更登録等のために運輸支局等へ来所した車両について構内での検査を行い、自動車の不正改造を行っていた場合には整備命令書を交付する。

(3) 自動車の不正改造施工業者等に対する報告徴収及び立入検査

運輸支局等は、不正改造車・迷惑黒煙車情報を有効に活用し、自動車の不正改造施工業者に対する報告徴収及び立入検査権限により、不正な二次架装の抑止・早期発見及び架装メーカー、販売会社、自動車使用者に対する指導等を行う。また、強化月間においては、認証・指定整備工場、運送事業者、自動車部品・用品販売業者を対象に、立入検査等を積極的に実施し、適切な指導等を行う。

(4) 改造車イベントに対する調査・指導

不正改造車・迷惑黒煙車情報を有効に活用して、自動車機構と連携し、改造車イベント等に対する調査・指導を行う。なお、イベント来場車両に対する街頭検査を実施して、不正改造車排除の効果向上を図るよう努める。

(5) 不正改造車等の情報提供があった自動車使用者に対する指導

不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口寄せられた情報等を基に不正改造車の情報提供があった自動車使用者に対して警告ハガキ（不正改造車防止の啓発を含む。）を送付し、自動車の不正改造の事実があれば不正改造部分の改修を促すとともに、改修結果等の報告を求める。

また、迷惑黒煙車に関して情報提供があった自動車使用者に対しては、ハガキを送付することにより自主点検の指導を行う。（ハガキの様式は別紙2参照、なお、迷惑黒煙車に関して通報があった自動車使用者に送付するハガキは、ディーゼルクリーンキャンペーンで用いた様式でも差し支えない。）

4. 地方独自の実施事項等

協議会構成団体の地方組織と協議して、地域の実情や要請を考慮した地域独自の強化月間及び不正改造車排除項目並びに実施事項等を企画する。

●自動車機構実施事項

1. 不正改造車の排除のための啓発等

(1) 庁舎・検査場へのポスター掲示により、自動車の不正改造防止についての周知を図る。

また、強化月間においては、自動車使用者等に対するチラシの配布、啓発ワッペンを着用及びのぼり等の設置による啓発を実施する。

(2) 運輸支局等と連携し、改造車両の展示イベント等において、来訪者である自動車ユーザーが公道走行することができない改造車両であることを正しく認識してもらうよう、イベント主催者等に対しての啓発活動を実施する

2. 不正改造車の排除のための情報収集等

(1) 自動車機構ホームページにおいて、国の情報提供窓口を案内し、情報収集に協力する。

(2) 情報等を入手した場合には、運輸支局等に情報を提供する。また、新規検査後に二次架装を行う可能性がある車両には、検査時に注意を促すとともに、運輸支局等に当該車両の情報を提供する。

3. 不正改造車の排除のための取締等

運輸支局等と連携して、街頭検査及び構内検査を実施する。特に、「車両下部画像確認システム」や「大型マルチテスタ」が配備されている検査部・事務所は、これらの機器を積極的に活用して、不正改造車の排除に協力する。

また、運輸支局等から自動車の不正改造施工業者等への立入検査に際して協力要請があった場合は、これに協力する。

●軽自動車検査協会実施事項

1. 不正改造車の排除のための啓発等

事務棟・検査棟へポスターの掲示により、自動車の不正改造防止について周知を図る。また、強化月間においては、自動車使用者等に対するチラシの配布、啓発ワッペンを着用及び

のぼり等の設置による啓発を実施する。

2. 不正改造車の排除のための情報収集等

- (1) 軽自動車検査協会ホームページにおいて、国の情報提供窓口を案内し、情報収集に協力する。
- (2) 情報等を入手した場合には、運輸支局等に情報を提供する。また、新規検査後に二次架装を行う可能性がある車両には、検査時に注意を促すとともに、運輸支局等に当該車両の新規検査時の車両画像を含めた情報を提供する。

3. 不正改造車の排除のための取締り等

運輸支局等が実施する街頭検査等に協力する。

●協議会構成団体実施事項

1. 不正改造車の排除のための啓発等

- (1) 事務所等へのポスターの掲示等により、不正改造防止について周知を図る。また、傘下会員・事業者等に対し、同様の広報活動を行うよう指導する。

また、協議会構成団体の地方組織は、強化月間においては、マスメディア、SNSを利用して10～30代の若者世代に関心を持ってもらえるような広報を積極的に実施し、事務所・店舗来訪者に対し、チラシを配布することにより、不正改造への認識浸透を図る。なお、協議会各構成団体のホームページを活用する際は、会員外にも閲覧できるよう配慮する。

- (2) 協議会は、国土交通省と連携し、SNSやデジタル広告に活用できる広報ツールの製作に努める。

2. 不正改造車の排除のための情報収集等

- (1) 本運動の目的、実施事項、不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口の設置等について、会報、ホームページ等に掲載するなど会員・事業者等への周知、浸透を図る。
- (2) 情報等（ウェブサイト上の不正改造を助長する用品・部品の流通、自動車の不正改造施工業者の情報を含む。以下同じ。）の受付体制を充実するとともに傘下会員・事業者等に情報等を提供するよう呼びかける。また、情報等を入手した場合には、運輸支局等への情報等の提供を行うよう努める。

3. 不正改造車の排除のための取締り等

協議会構成団体の地方組織は、運輸支局等から協力要請があった場合は、街頭検査等の実施に協力する。

4. 傘下会員・事業者への指導等

本運動推進のための会議等を開催し、傘下会員・事業者に対して本運動の目的、実施事項について指導する。また、強化月間においては、傘下会員・事業者に対し、本運動への積極的な参加を呼びかける。

5. その他

特に、強化月間においては、以下の各事業者別実施事項が適切に実施されるように配慮し、傘下会員・事業者を指導する。

●認証・指定整備事業者《(一社)日本自動車整備振興会連合会【日整連】等》

1. 不正改造車の排除のための啓発等

- (1) 事業者は日整連で作成された「不正改造車排除宣言工場看板」、「不正改造車排除マニュアル」等を活用しつつ、保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造車となるような整備の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し、「不正改造となり、やってはならない・犯罪であること」を理解してもらうよう努める。
- (2) 車検取得後に不正に二次架装をされた車両が入庫した場合には、復元、記載変更の手続き

又は構造変更の手続きが必要であること及び手続きについて車両を購入した販売店又は車両を架装した架装メーカーに相談すべきことを自動車使用者に対して周知する。

2. 不正改造車の排除のための情報収集等

情報等を入手した場合には、運輸支局等に積極的に情報を提供する。

3. 従業員に対する指導等

整備主任者、自動車検査員等に対して、「不正改造車排除マニュアル」等を活用しつつ、不正改造の防止に係る指導を実施し、保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような整備の依頼を受けることのないよう徹底を図る。

4. 適正な整備・改造の推進

担当責任者等を定めて、「不正改造車排除マニュアル」等を活用しつつ、改造の受注、点検・整備の実施及び納車時の確認等適正化を図る。

5. 自主点検の実施

事業場ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業場内の車両の状況（不正改造の有無）、自動車の不正改造防止についての事業場内の管理体制及び不正改造車への対応と措置について、点検票による定期的な自主点検の実施に努める。（参考：別紙7「不正改造防止自主点検票」）なお、運動実施責任者は、事業者又は事業場管理責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

●車体・電装・タイヤ整備事業者《日本自動車車体整備協同組合連合会〔日車協連〕、全国自動車電装品整備商工組合連合会〔電整連〕、全国タイヤ商工協同組合連合会〔全タ協連〕、（一社）日本自動車タイヤ協会〔JATMA〕等》

1. 不正改造車の排除のための啓発等

保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他自動車の不正改造となるような整備の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し、「不正改造となり、やってはならない・犯罪であること」を理解してもらうよう努める。

2. 不正改造車の排除のための情報収集

情報等を入手した場合には、運輸支局等に積極的に情報を提供する。

3. 従業員に対する指導

従業員に対し、保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他自動車の不正改造となるような整備の依頼を受けないよう徹底を図る。

4. 適正な整備・改造の推進

担当責任者等を定めて、改造の受注、点検・整備の実施及び納車時の確認等の適正化を図る。

5. 自主点検の実施

事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両の状況（不正改造の有無）、自動車の不正改造防止についての事業所内の管理体制及び不正改造車への対応措置について、点検票による定期的な自主点検の実施に努める。（参考：別紙7「不正改造防止自主点検票」）なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所管理責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

●自動車販売事業者《（一社）日本自動車販売協会連合会〔自販連〕、日本自動車輸入組合〔輸入組合〕、（一社）日本中古自動車販売協会連合会〔中販連〕、（一社）全国軽自動車協会連合会〔全軽自協〕等》

1. 不正改造車の排除のための啓発等

（1）車両の販売時に、購入者に対して自動車の不正改造の防止について周知する。

- (2) 保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他自動車の不正改造となるような整備の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し、「不正改造となり、やってはならない・犯罪であること」を理解してもらうよう努める。
2. 不正改造車の排除のための情報収集等
情報等を入手した場合には、運輸支局等に積極的に情報を提供するように努める。
3. 従業員に対する指導
従業員に対し、保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他自動車の不正改造となるような整備の依頼を受けないよう徹底を図る。
4. 適正な車両販売等の推進
(1) 担当責任者等を定めて、適正な車両の販売及び登録後の二次架装の防止等の徹底を図る。
(2) 各事業者は、販売部門と整備部門との連携を密にする等、社内体制を強化し、適正な車両を販売するよう徹底する。
(3) 不正な二次架装が行われた車両について、関係者と協力しつつ責任を持って改修作業を行う。
5. 車両の陸送の適正化
販売車両等の陸送にあたっては、日本陸送協会と連携し、適正な車両運搬車を使用するよう徹底する。
6. 自主点検の実施
事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両、車両販売体制及び販売車両等について、点検票による定期的な自主点検の実施に努める。(参考：別紙7「不正改造防止自主点検票」)なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

●車体架装事業者《(一社)日本自動車車体工業会〔車工会〕等》

1. 不正改造車の排除のための啓発等
保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他自動車の不正改造となるような架装の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し、「不正改造となり、やってはならない・犯罪であること」を理解してもらうよう努める。
2. 不正改造車の排除のための情報収集等
情報等を入手した場合には、運輸支局等に積極的に情報を提供する。
3. 従業員に対する指導
従業員に対し、保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他自動車の不正改造となるような架装の依頼を受けないよう徹底を図る。
4. 適正な架装の受注等の推進
(1) 担当責任者等を定めて、架装の受注、架装の実施及び納車時の確認等の適正化に努めることで、自動車の不正改造防止の徹底を図る。
(2) 不正な二次架装が行われた車両について、関係者と協力しつつ責任を持って改修作業を行う。
5. 自主点検の実施
事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両、架装実施体制及び管理体制について、定期的な自主点検の実施に努める。(参考：別紙7「不正改造防止自主点検票」)なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

●貨物自動車運送事業者・陸送事業者・ダンプカー使用者及び関係団体等《(公社)全日本トラッ

ク協会【全ト協】、(一社)日本陸送協会【陸送協会】、(一社)全国自家用自動車協会【自家用協会】等】

1. 不正改造車の排除のための啓発等

- (1) 運送事業者団体においては、荷主団体等に対し、不正改造車（特に速度抑制装置（スピードリミッター）及び過積載を誘発する改造（さし枠の取付けなど）に係るもの。）を使用する運送事業者を利用することのないように要請する。
- (2) 自家用協会においては、自家用自動車で選任している整備管理者に対して、整備管理者講習の受講等により自動車の不正改造防止を含めた整備管理業務が適切に遂行されるよう運輸支局等と連携して周知に努める。

2. 不正改造車の排除のための情報収集等

情報等を入手した場合には、運輸支局等に積極的に情報を提供する。

3. 従業員に対する指導

従業員に対して、「不正改造はやってはならない・犯罪であること」など不正改造車に対する認識浸透を図り、法令遵守のための指導を行う。

4. 適正な車両の運行の徹底

運送事業者等においては、自動車の不正改造及び不正な二次架装の防止等に努める等車両管理の徹底を図り、適正な車両による運行を実施する。また、自動車の不正改造及び不正な二次架装が行われた車両がある場合には、改修を行い運行の用に供する。

5. 自主点検の実施

事業所ごとに運動実施責任者を選任し、運動実施責任者又は整備管理者等により、車両管理体制及び従業員等の車両を含む所有車両等について定期的な自主点検の実施に努める。（参考：別紙7「不正改造防止自主点検票」）なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

●自動車部品・用品販売事業者《(一社)日本自動車部品工業会【部工会】、(一社)自動車用品小売業協会【小売業協会】、日本ウインドウ・フィルム工業会、日本自動車スポーツマフラー協会【JASMA】、(一社)日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会【NAPAC】、全国ディーゼルポンプ振興会連合会【DP連】、(一社)全国二輪車用品連合会【JMCA】等】

1. 不正改造車の排除のための啓発等

- (1) 自動車部品・用品等の販売時等において、購入者に対して「不正改造はやってはならない・犯罪であること」を理解してもらい、不正改造車に対する認識浸透を図る。
- (2) どのような部品・用品等の取付・取外し等が不正改造車となるかを購入者に理解してもらえるよう、販売時等の説明に努める。
- (3) 自動車部品・用品の適切な取付方法等について相談窓口を設ける等自動車使用者の適切な部品・用品等の取付に対する認識を高めるよう努める。

2. 不正改造車の排除のための情報収集等

情報等を入手した場合には、運輸支局等に積極的に情報を提供する。特に、ウェブサイト上の自動車の不正改造を助長する用品・部品の流通情報の収集・提供活動に努める。

3. 従業員に対する指導

従業員に対し、購入者に部品・用品の適正な使用の説明を行うことの徹底を図る。

4. 適正な部品販売の推進（基準不適合となる自動車部品・用品の取扱いの禁止）

事業所において、基準不適合となる自動車部品・用品を取り扱うことのないよう社内管理を徹底し、積極的に適正な部品販売の推進を図る。

5. 自主点検の実施

事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両、自動車部

品・用品等の取付施工体制及び管理体制等について、定期的な自主点検に努める。（参考：別紙 7「不正改造防止自主点検票」）なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

6. その他

DP 連においては、迷惑黒煙車排除のための街頭検査等の実施企画について、運輸支局等に提案する。

●石油販売事業者《全国石油商業組合連合会【全石商】等》

1. 不正改造車の排除のための情報収集等

情報等を入手した場合には、運輸支局等に積極的に情報を提供する。

2. 従業員に対する指導

従業員に対して、「不正改造はやってはならない・犯罪であること」など不正改造車に対する認識浸透を図るための指導を行う。

3. 自主点検の実施

事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両について、定期的な自主点検の実施に努める。（参考：別紙 7「不正改造防止自主点検票」）なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

●旅客自動車運送事業者《(公社)日本バス協会【日バス協】、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会【全タク連】》

1. 不正改造車の排除のための啓発等

バス車両の前面に横断幕を掲示することにより、不正改造車排除運動の周知に努める。

2. 不正改造車の排除のための情報収集等

情報等を入手した場合には、運輸支局等に積極的に情報を提供する。

3. 従業員に対する指導

従業員に対して、「不正改造はやってはならない・犯罪であること」など不正改造車に対する認識の浸透を図り、法令遵守のための指導を行う。

4. 適正な車両の運行の徹底

運送事業者等においては自動車の不正改造及び不正な二次架装の防止等に努める等車両管理の徹底を図り、適正な車両による運行を実施する。また、自動車の不正改造及び不正な二次架装が行われた車両がある場合は改修を行い運行の用に供する。

5. 自主点検の実施

営業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む営業所内の車両について、定期的な自主点検の実施に努める。（参考：別紙 7「不正改造防止自主点検票」）なお、運動実施責任者は、整備管理者又は営業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

●全国自動車大学校・整備専門学校協会・全国自動車短期大学校協会

1. 学生に対する啓発等

学生に対して、運輸支局等が行う出前講座へ積極的に参加するよう呼びかけを行う。

2. 出前講座実施の要請

運輸支局等に対して出前講座実施の要請を積極的に行い、年間を通じた実施時期の調整を行う。

3. 不正改造車の排除のための情報収集等

情報等を入手した場合には、運輸支局等に積極的に情報を提供するように努める。

4. 教職員・事務員・学生（以下「教職員等」という。）に対する指導

教職員等に対して、「不正改造はやってはならない・犯罪であること」など不正改造車に対する認識浸透を図るための指導を行う。

5. 自主点検の実施

学校ごとに運動実施責任者を選任し、教職員等の車両を含む学校内の車両について、定期的な自主点検の実施に努める。（参考：別紙7「不正改造防止自主点検票」）

なお、運動実施責任者は、学校内の規律・秩序を管理・監督する地位の者の中から選任すること。

●他の関係事業者《その他協議会団体》

1. 不正改造車の排除のための情報収集等

情報等を入手した場合には、運輸支局等に情報を提供するように努める。

2. 従業員に対する指導

従業員に対して、「不正改造はやってはならない・犯罪であること」など不正改造車に対する認識浸透を図るための指導を行う。

3. 適正な車両の運行の徹底

不正改造及び不正な二次架装の防止に努める等車両管理の徹底を図り、適正な車両による運行を実施する。また、自動車の不正改造及び不正な二次架装が行われた車両がある場合には、改修を行い運行の用に供する。

4. 自主点検の実施

事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両について、定期的な自主点検の実施に努める。（参考：別紙7「不正改造防止自主点検票」）なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。